

## ■昔の暮らしに学ぶ 〈山内エコクラブ〉

山内エコクラブからは、土山町山内地区などに住む小学2年生から中学1年生までの計7名が参加。「水と暮らし」をテーマに、同地区内のお年寄りの方に聞き取り調査を行い、節約の知恵などを学びました。



賞状を囲んで、山内エコクラブのメンバー



▲創作劇「水は天下のさずかりもの」の練習風景

寸劇や歌を交えながら発表し、選考委員からは「昔の暮らしを振り返ることで、自分たちに何ができるかを考えた、こどもエコクラブ活動をリードする活動であり、震災後の日本に必要なことに通じる」と評価されました。

山内小学校6年の土山紗月さんは「受賞できたことに驚きました。節約の大切さを多くの人に伝えたいです。」と喜びを表しました。

同クラブでは、今回の活動を通して学んだ「水の大切さ」を伝えるために劇を創作し、3月の「春の山内ふれあいコンサート2012」の発表にむけて練習を重ねています。

## ■全校児童をリードし、エコ活動に取り組む 〈油日小学校エコ委員会〉

油日小学校は、平成12年からエコ・スクール認定校として「自分を大切に 人を大切に 物を大切に 自然を大切に」を合言葉に、全校児童でビオトープを活用した環境学習をはじめ、様々な環境活動に取り組んでいます。

地域固有の水草を食べるアメリカザリガニの駆除といった取り組みを紹介。同委員会のリーダー性が育っていることが評価されての受賞となりました。



発表を行う油日小学校エコ委員会の児童

児童会のエコ活動をリードしているエコ委員会は、小学5・6年生の12名が所属しており、交流会では代表の6年生5名が、ごみの減量を呼びかけるヒーローに扮した創作劇「われら4R戦士」を発表しました。また、校内にあるビオトープの生き物や植物の開花情報などを掲載した「エコ新聞」の作成や、

# 市内2クラブが受賞

淡海こどもエコクラブ活動交流会

県内の小中学生らが環境活動に取り組む「こどもエコクラブ」の交流会が12月4日、草津市の県立琵琶湖博物館で開催され、参加した9クラブが1年間の活動を報告しました。市内からは2クラブが参加し、「山内エコクラブ」が最優秀賞である「淡海こどもエコクラブ大賞」に、「油日小学校エコ委員会」が奨励賞に輝きました。



ダイヤモンド滋賀 石川総支配人と中嶋市長

青少年の健全育成のために、このほどダイヤモンド滋賀主催によるチャリティゴルフ大会が同ゴルフ場で開催されました。この大会は、甲賀市の青少年育成のために、北海道日本ハムファイターズの前監督梨田昌孝氏を囲んで毎年開催されているもので、今年で10回を数えます。ゴルフ大会の後には、プロ野球選手の商品によるチャティーオークションも開催され、サイン入りのバットやユニホームなど約30点がオークションにかけられました。オークションによるものも含めて、市へ寄せられた浄財の全額121万5千円は、青少年の健全育成のために活用することとしています。

## 梨田昌孝氏を囲んでのチャリティゴルフ大会開催

市の青少年育成に寄付



# 所得税の確定申告・住民税申告のご案内

申告相談受付期間 ▶▶▶ 平成24年2月16日(木)～3月15日(木) (土・日曜日は除く)

所得税は、納税者が自分で1年間の所得とその税額を計算して申告することとなっています。まもなく申告の受付が始まります。下記の注意事項を読んでいただき、申告をお願いします。

所得税の申告をしなければならないのに、もし期限までに申告しなかったり、誤った申告をしたりすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算金や延滞金も納めなければならない場合があります。また、所得税の申告義務のない方でも、控除対象配偶者や扶養親族となっている場合を除き、国民健康保険税の軽減、後期高齢者医療保険料の算定、所得証明書等の交付などのため、収入がなくても住民税申告が必要となりますので、申告漏れとならないようご注意ください。

## ●申告が必要な人とは(例示)

### ■所得税

- ① 所得税が課税される人
- ② 給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ③ 給与所得者で平成23年の途中で退職や転職をした人で年末調整を受けていない人
- ④ 日雇いやパートタイマーなどで働いていた人
- ⑤ 雑損控除、医療費控除、寄附金控除等を受けようとする人

### ■住民税

- ① 上記に該当するが、計算上、所得税がかからない人
- ② 所得がなく、かつ、家族等の扶養親族または控除対象配偶者ではない人
- ③ 給与所得が年末調整済で、所得税がかかっていない人で、住民税で医療費控除等を受けようとする人

※下記のいずれかに該当する人は、所得税の確定申告は不要ですが、住民税申告が必要です。

- ① 年末調整を受けた給与所得や退職所得以外の所得(農業所得、不動産所得、雑所得など)の合計額が原則として20万円以下の人
- ② 公的年金等の収入金額(2か所以上ある場合は、その合計額)が400万円以下かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下の人(平成23年分から改正)

## ●申告に必要な書類等

- ア 印鑑(申告書記入時に捺印が必要です)
- イ 家族の中に給与をもらっている人がいれば、それらの人も含めたすべての源泉徴収票
- ウ 国民年金や厚生年金、退職年金などの公的年金等をもらっている人は、公的年金等のすべての源泉徴収票
- エ 一時所得や譲渡所得のあった場合は、その金額のわかる関係書類  
注) 譲渡所得のある人は、税務署で申告してください
- オ 不動産所得のある場合は、その内容のわかる支払調書、固定資産税課税明細書等
- カ 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、任意継続の健康保険料を支払っている人は、その領収書(国民年金保険料と国民年金基金保険料の場合は控除証明書を添付)
- キ 生命保険や個人年金の保険料を支払っている人は、支払保険料や掛金の金額などの証明書(いずれも、年末調整で提出した分は除く)
- ク 損害保険(旧長期)の保険料、地震保険の保険料を支払っている人は、支払保険料や掛金の金額などの証明書
- ケ 医療費控除を受けようとする場合は、医療費の領収書、介護費用にかかる厚生労働省指定の領収書、また健康保険組合や生命保険会社等の高額療養費、家族療養給付金、入院給付金等を受けられた場合はその金額のわかる明細書、おむつ使用証明書
- コ 障害者手帳等を交付されている人は、障害者手帳等
- サ ねたきり老人の認定を受けた人は障害者控除対象者認定書
- シ その他、所得の計算や所得控除について必要と思われる書類